

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 12 号

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則（昭和29年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(公務傷病等による療養休暇) 第10条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務できない場合、任命権者は、同法に規定する公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であるとの地方公務員災害補償基金の認定に基づき、その療養に必要と認める期間中は療養休暇とする。	(公務傷病等による療養休暇) 第10条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務できない場合、任命権者は、同法に規定する公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であるとの地方公務員災害補償基金等の認定に基づき、その療養に必要と認める期間中は療養休暇とする。
2 (略)	2 (略)

<p>(私傷病による療養休暇)</p> <p>第10条の3 職員が私傷病にかかった場合において任命権者は、医師の証明等に基づいて特に<u>10日以上療養を要すると認定したときは、その療養期間中は療養休暇とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、1日又は1時間を単位として療養休暇を付与する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(妊娠中の女性職員の通勤緩和)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定による願出をするときは、<u>医師若しくは助産師の妊娠証明書又は母子健康手帳を提出し、又は提示しなければならぬ。</u></p>	<p>(私傷病による療養休暇)</p> <p>第10条の3 職員が私傷病にかかった場合において任命権者は、医師の証明等に基づいて特に療養を要すると認定したときは、その療養期間中は療養休暇とする。</p> <p>2 前項の療養休暇は、<u>1日を単位として付与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、1時間を単位として療養休暇を付与することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(妊娠中の女性職員の通勤緩和)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定による願出をするときは、<u>医師若しくは助産師の妊娠証明書又は母性健康管理指導事項連絡カードを提出し、又は提示しなければならぬ。</u></p>
--	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。